

消費者裁判手続特例法等に関する検討会  
第11回 議事録

消費者庁消費者制度課

## 第11回 消費者裁判手続特例法等に関する検討会

1. 日 時：令和3年9月28日（火）9：00～11：51

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・ 報告書作成に向けた議論

4. 出席者

（委員）

山本委員（座長）、沖野委員、飯田委員、大高委員、大屋委員、垣内委員、木村委員、河野委員、後藤委員

（事務局）

伊藤長官、長谷川審議官、黒木消費者制度課長、伊吹専門官

（オブザーバー）

最高裁判所、法務省、独立行政法人国民生活センター、特定非営利活動法人消費者機構日本、特定非営利活動法人消費者支援機構関西、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

（参考人）

個人情報保護委員会事務局

※本議事録中においては、特に断りのない限り、「特例法」とは、消費者裁判手続特例法を指している。

## 【 1. 開会】

### ○山本座長

おはようございます。定刻になりましたので、これより第11回「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」を開催いたします。

本日も、委員の皆様には、御多忙のところを御出席賜りましてありがとうございます。

まず、事務局から、接続と資料の確認等についてお願いいたします。

### ○伊吹専門官

本日も前回と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座長を含め、委員、オブザーバーの皆様をオンラインでおつなぎしております。

まず、皆様の接続状況を確認いたします。委員の皆様におかれましては、順番にお名前をお呼びしますので、画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにしてお返事いただき、その後、再度マイクをオフにさせていただきますでしょうか。

※全ての出席委員について接続状況を確認。

### ○伊吹専門官

皆様、ありがとうございました。

次に、ウェブ会議の操作説明をいたします。ハウリング防止のため、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言される際は「挙手」をクリックしてお知らせください。御発言が終わられましたら「手を下げる」をクリックください。

また、オブザーバー及び傍聴の皆様は、マイクだけではなくカメラについても常時オフに設定をお願いします。

続きまして、本日の資料ですが、議事次第に記載のとおり、資料として報告書の修正案を、参考資料としまして、前回からの修正箇所を示した見え消し版の報告書（案）もおつけしております。資料は以上でございます。

事務局からは以上でございます。

## 【 2. 報告書作成に向けた議論】

## ○山本座長

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

前回第10回の検討会では、報告書作成に向けた議論に入りまして、報告書(案)を基に議論をいたしました。また、前回の会議では、時間の関係もあり御発言いただけなかった御意見については、検討会後に皆様から御意見をお寄せいただくということも行いました。今回の資料としている報告書修正案は、以上のような委員の皆様御意見等を踏まえて修正をしたものであります。

そこで、事務局から修正内容等についての説明の後、質疑応答、意見交換を行いたいと思いますが、本日は参考人として個人情報保護委員会事務局の山澄参事官にお越しいただいております。本検討会では、制度の対象となる事案の範囲を議論する中で、個人情報漏えい事案における慰謝料をどのように取り扱うかについても議論をしてきたところですが、この点につきまして個人情報保護委員会が強い問題意識をお持ちであるということをお伺いしましたため、その御意見を伺うため、本日は参考人という形で当委員会事務局に御参加をいただいたところであります。

そこで、消費者庁から報告書修正案全体についての御説明をいただいた後、個人情報保護委員会の事務局からも御説明をいただいて、その後、御質問あるいは御意見を伺う、審議に移っていきたいと思います。

それでは、まず消費者庁のほうから説明をお願いいたします。

## ○伊吹専門官

消費者庁のほうから御説明させていただきます。

便宜上、参考資料の見え消しの報告書(案)のほうを御覧いただきまして、前回からの修正箇所ですなものを絞って御説明させていただきます。

まず、2ページでございます。「検討の経緯」の後半につきまして、前回までの御議論等を踏まえまして、さらに加筆等をしているところがございます。

4ページから5ページにつきまして、「制度の意義」や「(特定)適格消費者団体に期待される役割」といったところにつきましても、記載内容を整理してございます。

8ページに参りまして、「現状の要因と課題」という項目につきまして、8ページの1行目以下につきましては、「健全な事業者に過度な萎縮効果を生じさせないようにするための配慮も必要」といった記載の追加ですとか、4行目以下、「なお」ということで個別の御意見を記載しているところがございます。

10ページに参りまして、「①慰謝料」の下の11行目のところに、アということ項目分けをさらに追加してございます。

10ページの24行目、脚注の13のところでは補足説明を追加してございます。  
同じく11ページ6行目の脚注14、15についても補足で追加をしてございます。  
同じページの17ページ以下では、個別の御意見を追記してございます。  
その後、22行目から12ページにかけましては、記載内容の修正や整理をして  
ございます。

12ページの27行目以下では、個別の御意見を追加してございます。

13ページの4行目のところでは、イということで、先ほどのアのところの記  
載の「上記以外の考え方を提示する意見」という形で記載をさせていただいて  
ございます。

13ページの35行目ですけれども、こちら表現内容を前回の御議論等を踏ま  
えて修正をしてございます。

14ページに参りまして、「被告の範囲の見直し」のところ、29行目以下に、  
こちら「なお」ということで個別の御意見を記載してございます。

16ページに参りまして、8行目以下でございまして、  
「直接的な契約関係にないが一定の関与をした事業者に対する請求」の項目につ  
きまして、「当該事業者が『勧誘をし、当該勧誘をさせ、若しくは当該勧誘を助長  
する事業者』に該当する場合は被告となる」という形で明記してございま  
す。

その下、16ページの11行目以下の「支配性要件の考え方」につ  
きましては、36行目から17ページにわたりまして、記載内容を加筆、修正  
しているところでございます。

17ページの後半、「共通義務確認訴訟における和解」につ  
きましては、28行目以下のところで記載内容を改めて整理をしてございま  
す。

18ページに参りまして、16行目のところに脚注20を補足としてさらに追加  
しておりまして、19行目以下では個別の御意見をさらに追記しているところ  
でございまして、

19ページに参りまして、こちら脚注の21ということで例示を補足してござ  
います。

20ページにつ  
きましては、1行目以下で、こちら「なお」以下のところで  
ございまして、個別の御意見をさらに追記しているところ  
でございまして、

21ページの23行目に関しましては、前回いただいた御指摘を踏まえてさら  
に記載を追記してございまして、

25ページに参りまして、こちらは「対象消費者への情報提供の在り方」の中  
の「特定適格消費者団体及び事業者の役割分担及び費用負担の在り方の見  
直し」という項目の中の記載でございまして、こちら前回の御議論等を踏  
まえまして記載内容をさらに修正しているところ  
でございまして、

15行目以下では、「基本的な方向性として」ということで記載を追記して  
ござ

いまして、その後、24行目以下では、「具体的な仕組みとしては、例えば」ということで具体的な内容を記載してございます。

26ページに参りまして、9行目以下につきましては「なお」ということで、これまでの個別の御意見ですとか御議論について記載をしているところでございます。

28ページに参りまして、情報提供における「第三者の協力を得る仕組み」の部分に関しましては、この間の御意見などをさらに追記をしているところでございます。

29ページの4行目以下でございますけれども、こちらにも個別の御意見を追記してございます。

29ページの②から30ページの④のところにつきましても、御意見を追記するという形の修正等を行ってございます。

31ページに参りまして、「時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方」の項目でございますけれども、こちらにも前回の御議論等を踏まえまして記載内容を修正してございます。

21行目のところでは、「なお」ということで、個別の御意見を追記しているところでございます。

33ページに参りまして、「裁判手続のIT化」に関する部分でございますが、4行目、7行目に脚注を追加しておりますのと、5行目以下のところにつきましては、「利害関係人に対象消費者が含まれるか否かの整理」という形に記載内容を修正してございます。

その後、11行目以下につきましても、内容をさらに加筆しているところでございます。

34ページに参りまして、10行目以下でございますけれども、記録の閲覧・謄写等というところに関しまして記載内容をさらに修正しているところでございます。

36ページに参りまして、「消費者団体訴訟制度の運用を支える主体」という項目に関しましては、12行目のところに記載内容をさらに修正しておりまして、34行目以下に個別の御意見を追記してございます。

37ページの5行目に、さらに加筆をしてございます。

38ページの5行目以下ですが、事務負担の軽減等につきましてもさらに加筆をしてございます。

39ページのところで、「破産手続との関係」につきましても、記載内容を加筆等してございます。

最後に、40ページのところにつきましても、記載内容を加筆、修正してございます。

説明は以上でございます。

## ○山本座長

ありがとうございました。

続きまして、個人情報保護委員会事務局のほうから説明をお願いいたします。

## ○個人情報保護委員会事務局（山澄）

おはようございます。

個人情報保護委員会の事務局の山澄と申します。

本日はこの検討会の中で御説明するお時間をいただきまして、ありがとうございます。

中身の説明に入る前に、私どもの立ち位置とでもいいますでしょうか、何でこのような説明の場をいただいているのかという立ち位置を申し上げますと、この検討会は消費者庁の委嘱に基づいて消費者庁の中の検討ということでやっておられて、消費者庁との検討会、先生方の責任でまとめられるものですので、私どもはそれ自体について何か事細かに口出しするというのは、本来役所の責任分担の中であまりやることではないという点は重々承知をしておりますが、その上で申し上げますと、普通の一般的な状況の分析とか、あるいは見解を一般的には何か世の中の事象に対する評価をまとめるということであれば、いろいろ担当省庁のほうで責任を持ってまとめられるということで、それ以上のものでもないのですけれども、本件につきましては、話の前提といたしまして、この検討会の結果を基に関係法律の改正というものを近々に想定しておられて、そういう意味ではこの検討会の結果の中身がある程度法律に反映されるということだと伺っております。

そうしますと、法律というのは、全ての法律がそうですけれども、中央省庁の全ての役所が合意をして、調整をして、法律というものが出来上がって、内閣から提出するということになるわけですが、そういうときに、私ども、少なくともそのタイミングでは個人情報保護というものを横串で見えております観点から何か申すべきことは申すことになるわけです。

そういうことで、例えばこれからステージが押し迫った段階でいきなり申し上げるよりは、将来の立法化ということを考えるのであれば、前広にいろいろ議論させていただいたほうが政府内の調整としてはいいのではないかとということで、消費者庁さんと、縷々議論させていただいておりまして、もろもろ御相談の結果、座長のお求めもあったのか、お許しもいただいていたということもあったので、このようなお時間をいただいている次第でございます。前置きはそのぐらいでございます。

本日の中身として申し上げたいことは1か所でございます。今日の配付資料で、先ほどの見え消しの配付資料がございましたが、見え消しではなくてクリーン版ですが、11ページの22行目から12ページの28行目辺りにあります。全体的にこの検討会での御議論で、慰謝料というものを、法改正をにらんで新たに特例の対象にする、まずそういう方向性があり、しかしながら、先ほど私が申し上げました箇所によって、個人情報漏えいというものについては例外的に特例の対象としないと。ただ、一部、故意とか重過失というものについては例外の例外というものも考えなくもないと。レポート全体の骨子がそういうことだと認識しております。

もちろんこういう訴訟制度というものをどう組み立てられるかということについては、それはプロフェッショナルである先生方、それから消費者庁さんのほうの綿密な御検討の結果、何らかの方向性を出されるのだと思いますが、前提となる事実認識といいますでしょうか、何事も事実の認識というのがあって、それをよりよくしようということで何らかの法改正とか政策をやっていくわけですけれども、事実認識のところは、個人情報保護委員会であっても、消費者庁であっても、何省であっても、ある程度共通のものがないと、ということで、事実認識のところは、我々横串で個人情報保護というものをしております者の考えなり、認識と少し違いますものですから、それを申し上げたいと思った次第でございます。

先ほど私が申しましたところで、個人情報漏えいというものをある種の例外扱いにするというようなことの論拠は、それは誤解、誤読してしまいましたら後で御訂正いただければと思いますが、私がレポート案を拝見した範囲では二点ほどに集約されているのかなと思っております。

一点目は、個人情報漏えいというものが世の中のデジタル化というような比較的社会的に新しい事象に伴ってできたものであって、そうであるがゆえに、事業者の方がどこまで安全管理義務というものをクリアしていけばいいのか、そういう世の相場というものがまだ十分に形成されていないというのが一点。

もう一点は、個人情報漏えいというものの慰謝料の被害額という言葉が正しいのでしょうか、被害額は極めて低額に当たっていて、効率が悪いという言い方は違うかもしれませんが、非常に手間がかかる割に救済額は少ない。こういう二点が例外扱いのポイントである論拠であると認識しております。

実は、個人情報保護委員会のほうに毎日数件以上漏えい報告というのを事業者の方からいただいております。これは現時点で任意のものなので、世の中のものが悉皆的に来ているわけではないのですけれども、相当の件数の漏えい報告をいただいております。日々数件というレベルです。

そういうものを見ていますと、こういう印象とは少し違う姿かなと思ってお



ります。

事業者からいただいているもの自体が、公表を前提にいただいているものではないものですから、ある程度抽象的な話になるのかもしれませんが、例えば、さっきデジタルの話がありましたが、これは多分想定されているのはシステムに対するサイバーアタックでごそとデータが抜き取られるとか、そういうものは確かに新しいという面もあるかもしれませんが、そういう被害も漏えい報告の中になくもないのですけれども、件数として相当部分を占めますのは、例えば紙媒体のデータを例えば電車に置き忘れるとか、あとはこれはデジタルと言えなくもないのかもしれませんが、多いのはUSBメモリ媒体に大量のデータが入っていて、どこかにそれが入ったかばんを置き忘れたとか、そういうケースが実際の漏えい事案を見ていると相当部分を占めるところでございます。

そういうものに対する管理の在り方というのは別に新しいものでもなくて、紙媒体はもちろんのことでございますが、デジタル化云々の社会的に新しいのがどうというようなこととは少し違う案件が現状としては多いということを御指摘させていただければと思います。

さらに言えば、果たすべき安全管理の水準がはっきりしないということも記述の中にあるように思いますけれども、これは経済界の方々も含めて、皆さんの御意見、パブリックコメントでの御意見を重々反映させた上で当事務局として安全管理のガイドラインというものを策定しております。もちろんパーフェクトなものであるかと言われると、それはこれからどんどん日々改善していかなければならないものもありますけれども、事業者の方も含めて、これが著しく不十分だという声は幸いにして今までのところ承っておらないところでございます。

もちろん個別の事案に当てはめて、企業の現場、事業者の現場で、ではどうしたらいいのだというものが書き切れているかということ、最後は企業の現場ベースのケース・バイ・ケースになるのはあるのですけれども、翻って考えると、個人情報保護の現場だけで起こる問題であるかと思うと、恐らくそれに限らず相当多くのある種のトラブル、企業の社内管理というものについて、最終的には企業が千差万別の中で、企業といたしますか、事業者は千差万別の中で現場的に対応をアレンジしていく。

あるいは、訴訟の場になったときも、最後の事実認定というものについては、一件一件個別の判断をしていかざるを得ないという中で、事前の予測可能性というものについて、パーフェクトに予測できるかということ、個人情報保護の世界はパーフェクトに予測ができるかということ、そういうことはないかもしれませんが、他の事案と比べて著しくそれが劣っているということは私どもの認識

ではございません。

むしろ、これはやや僭越ながら申し上げますと、世の中の消費者関係の様々な局面でいろいろなトラブルがあるわけですが、相当多くのものについては関連法というのでしょうか、さっき私どもの個人情報保護ではガイドラインを定めておりますけれども、そういうものが全く定められていない分野も当然多々あるわけで、それをさらに比較して、なお個人情報保護のほうが安全管理水準の予見可能性が、一般的な他の分野を引くくめて見た、他分野も含めて見たものと比べて著しく予見可能性が劣っているというのは私どもの認識とは違うということでございます。

それから、被害額が低額であるというような御指摘もございましたように思います。低額のものもでございます。これは特例制度がないから、鶏と卵みたいな議論かもしれませんし、何をもちえて多いかということと分かりませんが、現に訴訟になっているものを見ましても、この検討会の他の資料で典型的な慰謝料の事例として、多分その法改正で付け加えることを想定しておられる、個人情報保護でない事例の過去の裁判例というものも拝見しましたがけれども、それには数万円から数十万円というものが過去の判例における慰謝料額というもので示されていたものがありますけれども、個人情報保護の漏えいにまつわるものでも、その程度、それに類する水準のものもでございます。

訴訟になっていないので私どもが判断できるものではありませんが、個人情報の中には、例えばある種のセンシティブ情報というものがございます。センシティブ情報は法律上の定義の問題ではないのですけれども、例えば個人の病歴とか、個々人の容姿に関わる情報、それから学校、教育の現場です。私どもが報告を受けております事例というもので申しますと、先ほど申しました、恐らくこれが裁判の場に持っていければ精神的被害というものが認定される。教育の例えば先生の指導の内容とか、病気の内容とか、かつ、そういうもので二次被害と考えられるものもあり、また、インターネットに漏えいした可能性がぬぐい切れないというもの。そういう事案も散見されるところでございます。必ずしも低額であると言えるということではないと思っております。

続けて申しますと、原案に書かれておられることについて、個人情報漏えいの中でもこういうことが当てはまる事例ももちろんあると思います。しかし、当てはまらないものもある。他の案件と比べてどうかということについて言いますと、他の個人情報漏えい以外にも当てはまるものもあれば、当てはまらないものもあると思います。

ですから、要は個人情報漏えいであるかないかというところで典型的に線引きするというものが、その線引きの仕方として非常に違和感があり、そういうことをお伝えしたかったところでございます。

やや出しゃばったことを申しますと、過去のこの検討会での議事録なども拝見しましたけれども、類型化にするところではこの検討会の中でも様々な御議論があったと理解しておりますので、私が申し上げたのは同じようなことを重複して申し上げたのにすぎないのかもしれませんが、役所の中で個人情報保護に横断的に責任を持っております立場から御説明をさせていただいた次第です。ありがとうございます。

## ○山本座長

ありがとうございます。

大変重要な御指摘をいただいたかと思っておりますので、まず、ただいまの個人情報保護委員会事務局からの御説明についての御質問、あるいは御意見をお願いしたいと思います。あわせて、今の御説明に関連する部分、具体的には報告書修正案の10ページ以降の慰謝料の項目、取り分け個人情報漏えい事案における慰謝料の点について御意見と御発言をいただければと思います。どなたからでも結構ですので、例によって挙手をいただいて御発言いただければと思います。

大高委員、お願いします。

## ○大高委員

ありがとうございます。

個人情報保護委員会の山澄さん、御意見をありがとうございました。

おっしゃっていただいている内容はなるほどと思う点も幾つかあって、それに応じてある程度表現等を修正したほうがいいのかなと思う部分もあったりいたします。

確かにおっしゃるとおり、個人情報保護だけを特出しをして類型化するのはどうなのかという御意見もあると思いますし、個人的には以前から私が申し上げておりますとおり、個人情報の漏えい事案については、故意、過失問わず対象にするのが望ましいという意見はこれまで申し上げてきたところですから非常に賛同するところもあるのですが、一方で思うところは、これまでこの特例法の議論というのは、制定時も含めて、ある程度コンセンサスを重視といいますか、小さく産んで大きく育てるという観点から慎重に議論してきたところがあって、この検討会でもそのような感じで議論を進めてきたと認識をしております。

個人情報保護委員会さんのほうが、個人情報漏えいに関する民事の被害回復を集团的にやるという仕組みを具体的に検討されているというのなら別ですが、恐らくそういう話でもないでしょうから、この検討会としては、こういった御指摘も踏まえつつ、これまでの議論を踏まえたところでの報告書をまと

めるというのが基本的にあるべき方向性なのかなと思ったりしているところです。

もちろん、先ほど申し上げたように、個人的には今の方向性といいますか、個人情報漏えいの過失事案に関しては必ずしも前向きではない取りまとめの方向性にはもちろん満足していない部分もあるわけですが、これまでの議論状況の私の理解では、過失に関するものについては様々な御意見がありましたけれども、少なくとも故意による個人情報漏えい事案における慰謝料請求については、本制度の対象事案に加えていくということが適切ではないかということまでは一定のコンセンサスが得られたのではないかなと理解をしておりますので、私としては今から白紙に戻して議論するというよりは、一定のコンセンサスを得られた範囲できちんと提言を行っていくというのがこの検討会に課せられた使命ではないかと理解をいたします。

結論としては、基本的にはこの方向性でまとめるのが妥当ではないかと思うわけですが、一方で個人情報保護委員会さんの御指摘も踏まえて幾つかの修正はあるのかなと思っております。

1つは、見え消し版でいきますと、12ページの1行目の「個人情報漏えい事案は、デジタル化の進展に伴って生じてきた比較的新しい事象であり」と書いてある点ですが、確かに個人情報の漏えい自体は別にデジタル化以前からもあった問題ではあって、先ほどの個人情報保護委員会さんの御紹介にもありましたように、最近でも紙媒体をどこかに置いてきたという事案も散見されるというお話もありましたので、必ずしも比較的新しいというわけではないというのはそのとおりかと思えます。一方で、デジタル化に伴って容易に広範な情報漏えいが生じるようになったということは事実だと思えます。そこは若干修文をされてもいいのかなと思えます。

一方で、個人情報保護委員会さんの御指摘のうち、安全管理の水準が必ずしもはっきりしていないとは言えないのではないかという点については、民事の責任の範囲で同じように言えるのかについては、これは多くの先生がまだ御指摘があるのではないかと思います。そこはガイドラインがあるから直ちに民事責任につながるというものなのかどうかについては議論の余地があるのかなと思えますし、被害額が低額とは言えないというのも、確かにおっしゃる点も分かるのですが、ここで議論しているのは民事の被害回復ですから、弁護士費用を負担してまで十分に見合うほどの金額の賠償が得られるかどうかという観点から、この高い、低いというのは議論しているように思いますので、単純な金額の問題ではないように思います。

ただ、一方で、個人情報保護委員会さんがおっしゃるように、類型化自体が正しいのかどうかということも関連するのですが、御意見も踏まえて、過失

事案について必ずしも放置しようとしているわけではないというメッセージですね。それはあくまで事業者の自主対応といいますか、自主努力に委ねようとするというのが今回のメッセージであって、必ずしも放ったらかすものではないということについては、もう少しメッセージとして打ち出してもいいのかというところは思うところです。

あと、関連するところでついでに申し上げますけれども、見え消し版の13ページのイの「上記以外の考え方を提示する意見」が加わったところに関して一言申し上げさせてください。

確かに、こういった御意見が述べられたことは事実でありますので、このような加筆をすること自体は反対するものではございませんけれども、議論の大勢箇所では脚注レベルでもいいのではないかという気もいたしますし、それはさておくとしても、このような加筆をされるのであれば、このような考え方に立った場合でも、13ページの11行目以下にあるような、現行法対象となる財産的損害と併せて請求される場合だけに限るべきではなくて、例えば第7回の検討会の資料1の16ページで紹介されているような、事業者の故意等によって生じた場合などについても同様に対象とすることが考えられるのではないかと思いますので、ここは少し加筆をお願いできればと思います。

すみません。長くなりました。以上、思うところを申し上げた次第でございます。

#### ○山本座長

ありがとうございました。

それでは、沖野委員、お願いいたします。

#### ○沖野座長代理

ありがとうございます。沖野でございます。

個人情報保護委員会事務局の山澄様におかれましては、詳細な御指摘をありがとうございました。

私のほうでは、その御指摘を受けまして二点を質問させていただければと思うことがあり、また、報告書の部分について幾つか修文をお願いできればと思うところがございます。

まず、質問のほうから述べさせていただきたいのですが、第一点は大高委員が御指摘になった点ですけれども、ガイドラインで行為規範としての明確化というのを打ち出していると。大変重要なことだと考えております。

ただ、ここでの問題は、被害回復という事後的なもので、しかも消費者契約関連というので、不法行為又は債務不履行ということで、注意義務違反が過失を

基礎づけられるか、損害賠償責任を発生させるものとして認められるかということが問題だと思われます。そういうものとしてを見たときには、裁判例はまだなお分かっているような印象を受けているところでございます。

そこで、ガイドラインを作成されて、どういう行動を取るべきかということをも明確化されているということですが、そのガイドラインに反したときには、それが当然過失を基礎づけて損害賠償責任を発生させるということには必ずしもならないように思っているのですが、どうでしょうかという点が一点目です。

もう一点は、個人情報漏えい事案だけを特別に扱うことに対しては、ほかにもあるのではないか、この事案だけではないのではないかという御指摘をいただきました。一般的にはそうかもしれないと思うのですが、この検討会でも検討しまして、直ちにこれだということをおもいつかない。そうだとすると、まずはここをという検討の過程を経てきたところでございます。

したがって、もし具体的にこういうものがあるという例を念頭に置かれているものがありましたらお教えいただければと思います。

以上、二点です。

その他の点も申し上げたほうがいいでしょうか。修文についてです。

## ○山本座長

取りあえず質問の部分について、個人情報保護委員会事務局のほうからお答えいただける範囲でお答えいただきたいと思います。お願いします。

## ○個人情報保護委員会事務局（山澄）

御質問ありがとうございます。

沖野委員からいただいた指摘ですけれども、どちらも私どもが有権解釈を申しているものではありませんので、やや僭越ながらという前提で申し上げるのですけれども、あくまで我々が整備しているガイドラインというのは、個人情報保護法という規制法を守っていただくということの参考に資するものであります。そのため、民事のものに直接適用するということではないという点は御指摘のとおりであります。そこから先は、むしろ先生方のほうがお詳しいかと思っておりますけれども、民事の際のトラブルを判断する際にも、仮にそういうものが行政法の中にあれば一つの考慮要因というものになるでしょうし、事業者の方の目線から言っても、それはもちろん民事のものとびったり一致するかどうかはともかく、一つの目安として機能しているという点は否めないのではないかとというのが我々の考えでございます。

二点目ですけれども、個人情報保護の漏えい事案については責任を持ってお答えできますが、それ以外の補集合のものを述べよと言われても、これは

やや僭越ながら申し上げるのですけれども、デジタル化によって大量のデータが扱われ、生活の隅々に様々な局面として現れていますので、多種多様な類型があるのだらうと思います。

私ごとで恐縮ですけれども、私の知人があるデータサーバーの中に自分の非常に大事なデータ、写真とかそういうものをるる記録しておいたのが、あるサーバー会社がある種の過失でそれが全部飛んじゃったのだと。彼はまだ訴訟はしていませんけれども、訴訟も辞さずと、そういう者もおります。これが慰謝料として幾らになるのかということについては分かりませんが、これは個人情報漏えいとは全く関係のない世界ですし、あとは例えば個人情報漏えいも同じなのですけれども、パターンとしては従来のアナログの世界でもあったのですけれども、被害の拡大の度合いというものについて格段に大きくなるという事象はデジタル化の必然だと思っています。

例えば消費者の世界でも、浅学で恐縮ですが、不実告知なんていうものもあるそうですが、不実告知も、30年前なら電話を一軒一軒かけて説明して間違っていましたと言っていたのかもしれないが、今はホームページに掲載したり、メールで送ったりすると、誤った情報が一瞬で何千件、何万件と拡散していくということは常に起こり得ますし、これは私が責任を持ってお答えするわけではありませんが、現実にも行っているケースがあるのではないかと思います。

過失か故意かという点についても同じですが、さっき申し上げた事例も過失でございまして、レポートの中にありますように、故意であるか、過失であるかによって被害の度合いが線引きできるというものでないというのが私の実感でございまして。

以上でございます。

## ○山本座長

ありがとうございました。

沖野委員、それでは続けてお願いできますか。

## ○沖野座長代理

御説明ありがとうございました。

一点目については、私も全く同感でございます。ガイドラインというものが過失とか債務不履行を判断するに当たっても考慮要因となりますし、事業者としても当然目安とされるべき事項だということは、まさにそのとおりだと思っております。

二点目に、多種多様なものがあるとか、デジタル化に伴う一種マグニチュードが大きくなるというような事象はほかにもあるということも確かにそうだろ

うと感じたところでございます。御説明ありがとうございます。

それから、修文の点ですけれども、特に今回、個人情報保護委員会事務局様から御指摘いただいた点として重要だと思われますのは、この報告書において指摘がされている点が事実認識として不正確ではないかというところについては、少し修正をしたほうがいいのではないかと感じておりました。

既に大高委員から御指摘があった点でもございますが、ここも重複を恐れずに申し上げますと、見え消し版の11ページの25行目から、「すなわち、事業者の過失により……といった個人情報漏えい事案は、デジタル化の進展に伴って生じてきた」、この「生じてきた」というのがそれまではなかったという含意だとすると、少し不正確ではないかというのはそのとおりのかもしれません。

もともと、紙媒体を忘れてきたとか、USBを取られてしまったとか忘れてきたというのは、そもそも紙媒体でプリントアウトするようなものでしたら、データとしての管理がその意味では多数の個人情報をより簡易に管理できるようになってきていて、プリントアウトもできたり、USBのほうにぽんとデータを入れておくことができるというようなことがあり、ハッキングされたという、その侵害態様だけではなくて、デジタル化の進展というのはいろいろなところに効いているのだらうとは思いますが。

ただ、それまではなかったということではないとすれば、「生じてきた」というよりは、例えば「頻出するようになった」とか、少しここの表現は変えたほうがいいのかもありません。

なお、この部分は個人情報漏えい事案一般というよりは、25行目から、「事業者の過失により大量の個人情報が一齐に流出する」、そういう個人情報漏えい事案という形容詞がついているということも認識したほうがいいのかなど思ったところでは、それが一点目です。

もう一つは、慰謝料は低額であるという点です。低額であるというのは、やはり3,000円とか500円というようなものも裁判例ではそれなりに見られるということを受けているということかと思っておりますけれども、そうでない事案もあるということからしますと、12ページの10行目ですけれども、あくまでその額は現状において裁判例などでということですので、けれども、「極めて低額である」ということについては置いて、「一般的に極めて低額である」ということで、少し留保をしたほうがいいのかなど思ったところでは、それが二点目です。

以上が御指摘を受けた修文として考えてはどうかと思うところです。

それとはさらに別に慰謝料関係のところでは、これも大高委員が御指摘になった点ですけれども、13ページの4行目から始まりますイの項目についてです。二点ございます。これは必ずしも修文を求めるものではないのですが、ちょっと気になっておりますのは、6行目から、「実際には精神的損害を受けていると



の自覚がない消費者も特定適格消費者団体に授権することで便益を享受できることになり得ること」という点の問題点ということですが、それが適切でないと言うのならば、損害として本来認められないということになるのではないかとと思われるところ、個々の精神的苦痛というのが慰謝料で把握している唯一のものとは限らないのだということも一方にはあると思われます。もっとも、このこと自体は、既に10ページとか注13に書かれていますので、特に修文ということではないのですが、ちょっと気になったということでこの機会に申し上げたというものです。

もう一点は、これは大高委員が御指摘になった点でございませけれども、仮に慰謝料を対象とするのであれば、財産的損害と併せて請求される場合に限って対象とすべきとの意見もあったという点でございませ。

この点につきましては、もともとなぜ慰謝料が例外とされているかというところ、多様になり得るということがあり、支配性要件はあるわけですがけれども、なお慰謝料ということで画一的に除くというのは、特に事業者の応訴負担への考慮が重要であったと思われます。

そうした観点から、既に財産的請求がされているのであればというか、それとともにするのであれば、応訴負担という点からも十分正当化できるのではないかと御指摘だったと思われますので、そして、その応訴負担を正当化できるかという点からすると、故意事案も対象になるのではないかと御指摘されたかと思われますので、大高委員が御指摘のような追加をしていただくのが適切ではないかと考えておられます。

以上です。

## ○山本座長

ありがとうございました。

それでは、木村委員、お願いいたします。

## ○木村委員

本日は、個人情報保護委員会が出席されておられますので、若干最初に質問させていただきまして、その後、修文についての意見を申し上げたいと思われます。

先ほど、山澄参事官のほうから、個人情報漏えい事案であつても高額な損害賠償の請求が認められる事案があるのではないかと御お話があったかと思われます。例えば、センシティブ情報のようなものを挙げられていたかと思われます。

実際、民事訴訟になった事案を見ますと、エステサロンにおける個人情報の漏えい事案というものが過去にあります。具体的に申し上げますと、東京地方

裁判所の平成 19 年 2 月 8 日の判決、いわゆる東京ビューティーセンター事件と  
言われているものですが、こういった比較的センシティブと言えるような情報  
が漏えいした事案であっても、弁護士費用を含めて 3 万 5000 円という認容額で  
あったという事実がございしますが、そういったことを踏まえましても、なお高  
額な損害賠償請求が認められる事案があるとすると、こういったものを想定さ  
れているのかを確認したいと思いました。二点目ですけれども、このような個人  
情報漏えい事案を本特例法の対象とすることによって、こういった訴訟の提  
起をされるような事業者からすると、速やかな事案の公表を躊躇する可能性が  
あるのではないかと考えます。この点は個人情報保護委員会の所掌とも関係す  
るところだと思しますので、この二点を教えていただければと思います。

### ○山本座長

それでは二点御質問ですけれども、個人情報保護委員会からお答えいただ  
ければと思います。

### ○個人情報保護委員会事務局（山澄）

一点目については逆にどなたかからお伺いできればありがたいのですが、高  
額・低額という議論があるのですが、何万から高額なのかなどコンセンサス  
があるのかどうかよくわかりません。私が申ししたのは、検討会の過去の資料  
にもありましたけど、事務局で典型例として用意された過去の判例の中に、数  
万円から十数万円というものがありました。木村委員がおっしゃった数万円レ  
ベルのものなら現にありますし、私が慰謝料の額を確定的に決められませんが、  
裁判になっていないもの、皆様のリーガルマインドで想像していただくという  
ことになります。

そういう意味では、議事録を見落としていたら恐縮ですけれども、何万円以  
上が高くて、何万円以上が安い、低額だという意味でのコンセンサスがある  
とは思いますが、何回目かの資料で消費者庁さんが調べられた資料の中を見  
ると、それに類するぐらいのものはあったのではないかと思いますし、過去にな  
い、まだこれから訴訟するものを私が申し上げると水掛け論になりますけれ  
ども、現に起こっていることとして、センシティブな病名とか、子供の生活指導  
の状況とか、そういうものも漏えいしているという実態を皆様の専門の知識に照  
らして、では慰謝料がどれぐらいになるであろうかと。もちろん裁判をしてみ  
ないと分かりませんが、御教示いただければと思います。

それから、公表のプレッシャーがどうという話がございましたが、これは経  
済団体の方とも十分に議論した結果、来年の 4 月からですけれども、これは別  
に消費者庁の議論と直接は関係ありませんが、来年の 4 月から事業者の方には

報告というのは義務化していただきます。公表とは違いますが、いずれにしても個人情報保護委員会には一定以上の類型のものは報告していただくかなければなりませんし、情報の御本人にも通知をしていただくかなければならない。これは改正法として通っておりまして、経済団体の方々との調整を済ませて立法化、細目も全て決めておりますので、その辺りは、この制度があるからプレッシャーが高まるというのではなく、ある種の全体的な社会の要請としてそういう立法が既になされているということだと思います。

それから、御質問と直接関係ないのですが、お時間をいただいて恐縮ですが、繰り返し申しますのは、私、個人情報漏えいについて、こういう記載がある、全く当てはまっていないということを申し上げているのではなく、類型化をし、個人情報漏えいとその他のものを分ける以上は、それぞれについて比較をし、明らかに低額ですねとか、こっちのほうは明らかにデジタルの傾向がありますねとか、比較をもっと相対的にやらなければならないと私は思いますが、そこは見落としていたら恐縮ですが、少なくとも定量的、統計的な分析は見当たりませんでした。

それから、もちろんこれまでの長い歴史、消費者行政の歴史を御尊重させていただきます。そこは我々、議論を無視するものではなくありますが、法案としていずれ想定される以上、かつ政策分野ではなく、政策の前提となる前提認識みたいところはぜひそろえておいたほうが、後々手戻りもなく、いいのではないかと。我々が直接レポートの書きぶり云々ということを申し上げる立場にあることはともかく、ぜひその辺りをお酌み取りいただければと思っております。

以上です。

## ○山本座長

ありがとうございました。

それでは、木村委員、続けてお願いできますか。

## ○木村委員

ありがとうございます。

先ほどの個人情報保護委員会からの説明の中で、来年施行される法改正の中で報告が義務づけられているという話がありましたが、私の指摘は公表の話ですので、報告の話ではないというところは御指摘しておきたいと思っております。

修文に関してです。まず、12ページの13行目からでしょうか、前回の報告書では故意による個人情報漏えい事案という表現がありましたが、それがなくなると、個人情報の意図的な目的外利用のような事案を本制度の対象にするという

書きぶりになっていて、あと、脚注16で具体的な事案、想定されるようなケースを挙げていただくという形になってはいますが、対象範囲がもっと具体化されるように書きぶりを明確にしたほうがよろしいのではないかと考えています。

具体的に申し上げますと、個人情報の利用目的について、事業者側ではユーザー本人の同意が取れていると想定していたけれども、実は同意取得の範囲が想定よりも狭くて、結果として個人情報の目的外利用になってしまったという過失のケースとか、企業の従業員ないしは外部委託先が無断で情報を持ち出すような事案、こういったものは本法による訴訟の対象から外されると考えておりますので、何が対象になるのかということについては、より具体的に記載をするか、ないしはここでの記載が限界があるということであれば、事後、Q&A等々、パブコメ等々で明らかにしていくことが必要かと思っております。

それから、13ページになりますけれども、イというところで新たな修文がされた部分でございます。こちらは経団連の意見を踏まえて加筆していただいたものと思っております。どうもありがとうございます。11行目に、「仮に対象とするのであれば……対象とすべき」という記載がございますけれども、私どもとしましては、「対象とすべき」という積極的な意見というよりは、こういった場合であればまだ理解できるという趣旨でしたので、表現ぶりは調整いただければと思います。

また、この場合であっても、画一的に算定できる慰謝料なりを対象とすべきということは当然だと思っておりますので、その画一的だということは改めて書いていただく必要があるかと思っておりますし、私どもとしましては、財産的損害が認められない場合には慰謝料も当然認められないのであると考えておりますので、これも含めて加筆を御検討いただければと思います。

また、この部分について言いますと、同じイのところ、8行目から9行目、「個々の消費者が当事者とならない共通義務確認訴訟において消費者が被った精神的損害を推し量るのは困難」という記載がございます。ここは私、そのように申し上げたわけですが、ここで一つポイントとしてあるのは、消費者からの授權がないというところもあろうかと思っておりますので、消費者からの授權がないがゆえに精神的損害を推し量ることに困難が高まっているという点は書き加えていただいてもよろしいかと思っております。

この部分につきましては以上でございます。

## ○山本座長

ありがとうございました。

それでは、大屋委員、お願いいたします。

## ○大屋委員

大屋でございます。

先ほど、個人情報保護委員会のほうから、高額、低額というのはどういう考えでやっているのかというような御質問もあったところかと思えますけれども、その点に合わせて私なりの考えを申し上げさせていただきます。

今回のこの検討会が消費者裁判手続特例法に関するものであるという文脈が背景にあるのかなと思っております。つまり、実際に例えば裁判として成立した例で申しますと、医学部受験料の件で、あれが5万円ぐらいです。実際の訴訟の損益分岐点がどのぐらいになるかということ、それは事案によって違うと思えますけれども、その桁を下回るレベルだとすると訴訟が費用倒れになってしまう可能性が非常に高いだろうということで、そのような特例法に基づいた訴訟が成り立つか、成り立たないかという相場観がある程度暗黙のうちにはあったのではないかと思われましてというのがお答えになろうかなと思えます。

それに付け加えて言いますと、このことは今回の報告書案を読んでも際にも前提として置かれるべきであって、例えば個人情報漏えい、あるいは個人情報に関するトラブルで、損害賠償額ないし慰謝料が非常に高額になり得るケースというのは、クラウドに預けておいたデータが全部消えてしまいましたみたいな事例に御言及いただいたかと思うのですが、そういうのはこの手続に乗らないですよというのが一つのポイントなのだろうと思えます。

つまり、消費者裁判手続特例法を使うことを考える以上、定型的な損害が多数の人に生じたという事例を想定すべきなのであって、もちろんクラウドが1個飛ぶと多数の被害者が生じるわけですが、損害額は個別にかなり異なるわけですから、この手続に到底乗らないわけです。

そうすると、ある程度のセンシティブ情報で、かつ、均質、大量の情報が漏れる事案というのは何がありますかというのが非常に大きな問題なのであって、その典型例として一つ挙げられるのは木村委員が言及されたエステサロンのケース、それが3万5000円ぐらいなので、恐らく先ほど申し上げた高額か低額かというところで言うと、ぎりぎりかなというぐらいの感覚なのではないか。そういうことを議論の背景として承知していただくといいのかなと個人的には思いました。

付け加えると、個人的にはこのような定型的、大量な情報漏えい事案を仮にこの手続のスコープに入れたとしても、ほとんどの事案は実は費用倒れに終わるであろうという見解を繰り返し申し上げておるところではあるのですが、先ほど申し上げたようなことが、私の勝手な理解かもしれませんが、ある種の共通理解だろうと思うところがございます。

以上です。

## ○山本座長

ありがとうございました。

それでは、河野委員、お願いいたします。

## ○河野委員

河野でございます。個人情報保護委員会の事務局から御報告いただきました今回の基本認識に関しましては、御指摘のとおりであろう、その見解はもっともであると受け止める部分がございます。

ただ、長くこの消費者問題に関わってきた私としますと、今ここで検討しているのは、少額・多数の消費者被害をどうやって救済するかという消費者裁判手続特例法において、これまで道が閉ざされていた慰謝料の部分を何とか対象に加えていただこうと。ほとんど泣き寝入りをせざるを得ない多数の消費者にとって、一歩でも前向きになれるような制度の改善をしていただくという視点でこの問題を捉えてきたことは間違いありません。

この特例法の目的はそういったところがございますので、できましたら、先ほどから他の委員からも様々御指摘いただいておりますけれども、報告案の12ページ、二点の見解部分を多少修正することによって、現状を維持していただければと思っております。

それから、金額の多寡に関しては、先ほど大屋委員も御指摘くださいましたけれども、全ての場合を対象にすると、被害回復で得られる補償と団体が負う業務費用とのギャップが大きくなって、現状でも脆弱な組織が被害回復という本来の目的を外れて、訴訟のための訴訟をすることになってしまうという、この特例法の検討をするに当たって私たちが想定した現在の状況というものを加味した結果、この取りまとめになっているということを御理解いただければと思っております。

いただいた御意見に関してはそうだと思います、私自身はここで得られた特例法の改善をぜひ前向きに捉えていってほしいと思っております。

以上です。

## ○山本座長

ありがとうございました。

個人情報保護委員会のほうから御発言の希望がありますが、恐縮ですが、時間の関係がありますので、ごく簡潔に御発言いただければと思います。

## ○個人情報保護委員会事務局（山澄）

ありがとうございます。

さっき木村委員のほうから指摘があったので発言しますが、私の説明が不十分だったからそういう誤解をさせたのは申し訳ありません。

来年の4月以降、漏えい事案は確かに公表はしませんが、個人情報保護委員会に届けていただくのに加えまして、情報の持ち主本人、それが何人であっても本人に通知していただくという義務が同時にかかりますので、そういう意味では萎縮効果云々という議論はこの消費者裁判特例法とは関わらず、個人情報保護法の改正によってある程度、萎縮というとネガティブな印象になってしまいますけれども、社会的要請が変わるとのことだと我々は認識しております。

ありがとうございました。

### ○山本座長

ありがとうございました。

沖野委員、お願いします。

### ○沖野座長代理

ありがとうございます。

私も、木村委員の御指摘の点について一点だけ追加で申し上げたいと思います。

木村委員から13ページの4行目以下のイの点について、仮に対象とするのであれば、現行法上対象となる財産的損害と併せて請求される場合であれば考えられるということを改めて御指摘いただいたのですが、その際にさらなる問題として、請求をするということと、それが認容されるかという問題があり、財産的損害が認容されないときにはおよそ対象とならないと考えるべきだということも併せて記載すべきという御指摘があったと思います。

恐らくこの点はもう少し詰めて考えていく必要があると思いますので、一方の考え方だけでこの報告書として決め打つということではないものとして御検討いただければというか、もし修文をするときには考えていただければと思います。必要ならば、この点はさらに考えるべきだという指摘もあったとか、そのようなことも含めて考えていただければと思います。

以上です。

### ○山本座長

ありがとうございました。

それでは、大高委員、お願いします。

## ○大高委員

ありがとうございます。

今までの議論を伺っていきまして、何点か申し上げさせていただきます。

まず、個人情報保護委員会さんのほうから御指摘のあった、個人情報漏えい事案における慰謝料のみが低額なのか、そういう類型的な分析をしたのかという御指摘がありまして、多分それは見え消し版の12ページの8行目から11行目にかけての記述かと理解いたしますけれども、ここの心は、低額であることもさることながら、むしろそれがデジタル化によって容易に大量に流出するという実態が発生するようになったということの前提認識を踏まえて、総体として損害総額が容易に膨大になるというところを特殊性として指摘をしているのかなと理解しておりますので、私としては、もちろん低額というのは、先ほど沖野委員からありましたように、一般的にとか、あくまで個別訴訟として弁護士を依頼してまで成り立つかという観点をどこまで入れるかというのはありますけれども、そういうところは別にして、記述としては変える必要はないのかなと理解しております。

もう一点、木村委員から、注16の関係で事例についてももう少し具体的に書き込むべきではないかという御意見があって、具体的な事例の御提案もございましたが、御指摘いただいた事案はなかなか十分に議論を尽くせていないところもありますので、記載することはいかがかなと思っております。

一方で、Q&A等で今後具体的なそういったメルクマールといいますか、事例を明らかにしていくということ自体は望ましいものと思っていますので、その限度においては加筆はあり得るのかなと思っております。

以上でございます。

## ○山本座長

ありがとうございます。

他の委員、この点について御発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

個人情報保護委員会からさらに発言希望がありますが、もし一言で発言していただけるようであれば御発言ください。

## ○個人情報保護委員会事務局（山澄）

恐縮です。

大高委員の話です。低額よりも大量に意味があるということですが、少なくとも私の認識では、大量については個人情報漏えいとその他の類型とで個人情報漏えいのほうがより大量であるという実証的分析は、少なくともこのレポー



トの中ではないように思いました。

## ○山本座長

ありがとうございました。

それでは、この点、御意見はよろしいでしょうか。

私のほうからまとめをさせていただくとすれば、本日、個人情報保護委員会のほうから御意見、御説明を頂戴しました。

ただ、当検討会全体の御意見としては、基本的には今までの報告書案については維持するという点でよいのではないかと。後でお話しします若干の修文はあっても、維持してもよいのではないかとというのが大勢であったかと思えます。

そういうことであるとすれば、報告書の12ページのアの部分の末尾、修正版で言えば13ページの4行目の後の部分になろうかと思いますが、この部分に本日の個人情報保護委員会事務局からいただいた御意見を要約して記載する。

例えば、これに対して本検討会11回会合に参考人として出席した個人情報保護委員会からは、デジタル領域で管理されていない個人情報も多くあり、個人情報漏えい事案をデジタル化の進展に伴う新規事象とのみ評価すべきではないといったこととか、あるいは、事業者が個人情報を取り扱うに当たり講じるべき措置の内容、あるいは漏えい時に果たすべき責任について、ガイドライン等によって一定の行為規範が形成されていること。あるいは、漏えいした個人情報の性質あるいは漏えいの態様いかなによっては高額の慰謝料額も認められること。また、そもそもこのような指摘は個人情報漏えい事案以外にも妥当するものであって、個人情報漏えい事案のみを典型的に対象外とする理由にはならない。このような指摘がされたという事実を記載することとし、本日の御意見を踏まえた修文としては、12ページの例えば1行目のところで、「デジタル化の進展に伴って生じてきた比較的新しい事象」という部分について、「生じてきた」というのはやや不正確ではないかという御指摘で、例えば「頻出するようになってきた」というような形にする。

少額、低額の部分も、9ページから10ページで、その額は現状において極めて低額であるにもかかわらずとなっていますが、一般的に極めて低額であるにもかかわらずといった形で修文をするといった御提案が出されたかと思えますので、そういう形で若干の修文を加えながら、基本的にはこの叙述自体は維持するという点。

それから、13ページのイの「上記以外の考え方を提示する意見」の部分については、この意見について木村委員のほうから若干の追加あるいは修正の御指摘があったかと思えます。例えば、慰謝料を本制度の対象とすることについては、これは画一的に判定される慰謝料の話をしているのだということを明確にすべ

きとか、最後の「対象とすべき」というところ、そこまでは言っていないというお話もあって、「対象とすることが考えられる」というような形で、意見の内容については若干の修文を施すというような形で修正をします。

それから、沖野委員、大高委員のほうからは、この後に、このような考え方によった場合であっても、故意に基づく損害の場合についても同様に対象とすべきという意見があったということをつ加するという修文の御提案があったかと思えます。

その他、木村委員からは具体的な事案についてという御指摘もございましたが、これについてはパブコメ等事後的な対応でも足りる旨の御指摘があり、大高委員からもQ&Aで明確化することが考えられるのではないかと御指摘がございましたので、この部分は意見書自体には反映しなくてもよいかなということでもあります。

私が気づいた限りでの修文は以上のようなことになろうかと思えます。もちろんさらに文章化する、本日もし取りまとめに至ることができれば、最後に申し上げたいと思えますけれども、文言についてはさらに精査して、最終的には御一任いただくということになろうかと思えますけれども、おおむねの内容としては以上のような修文を報告書に加えるということではいかがかと思えます。この点について、さらに御意見はおありでしょうか。

よろしいでしょうか。

木村委員、お願いします。

## ○木村委員

今、座長がおまとめいただいたとおり、修文の方向性については異論ございません。私の分かりにくい発言も気づいていただきましてどうもありがとうございます。

ただ、今回、個人情報保護委員会から指摘があったところも含めると、かなり文案に修文が加わると思えます。もし今回の検討会で終わりにすると最後に座長一任ということになるのが通例かと思えますけれども、大分修正が加わるということだと思いますから、検討会の委員につきましては、もう一回会議を開催するのか、書面で審議するのかということは、方法論はまた別途調整で結構ですけれども、もう一度文案を確認する機会をいただければと思っております。

以上でございます。

## ○山本座長

ありがとうございました。

誠にごもったもな御指摘でありますので、ほかの部分も全体にどの程度の修

正がありそうかということも踏まえて、もう一回会合を開催するかどうかは検討したいと思います。いずれにしろ、御一任をいただくにしても、最終的にはこれによろしいかということは各委員に最終文案を御確認していただく機会は設けたいと思います。

よろしいでしょうか。

#### ○木村委員

ありがとうございます。

#### ○山本座長

この部分はよろしゅうございますか。

それでは、ここで若干の休憩を取りたいと思いますが、非常に時間が押しておりますので、5分程度の休憩だけにさせていただければと思います。

今、私の時計で28分ですので、恐縮ですけれども、33分に再開したいと思いますので、少しお休みいただければと思います。

(休 憩)

#### ○山本座長

それでは、短い休みで恐縮ですけれども、議事を再開したいと思います。

ここからは、報告書の順序に従いまして、各論点について御意見等をいただきたいと思います。ただ、冒頭に申し上げましたとおり、今回の修正案は、前回の案についてこの間の御議論、御意見等を踏まえて修正したものと理解しております。したがって、今回は前回の案からの補充・修正部分を中心に、この検討会の議論が適切に反映されているかという観点から御検討いただきたいと思います。

また、先ほど申し上げましたとおり、もし可能であれば本日取りまとめのめどをつけられればと思っております。もちろん、無理に区切りをつけようということではありませんけれども、議論が取りまとめに向けて進むように、さらなる補充・修正等が必要という御意見であれば、どの部分についてどのような内容の記載をすべきかといった形で、具体的な修文案をお示しいただければと存じます。

それでは、論点ごとに御意見を伺いたいと思います。

まず、報告書冒頭の「検討の経緯」及び「第1 消費者団体訴訟制度の意義、施行後の状況及び課題」、総論的な部分ですが、この点につきまして御意見、御質問等があればいただきたいと思います。

## ○山本座長

この部分はいかがでしょう。総論的な部分につきましては特段よろしいでしょうか。

それでは、この部分は基本的にこのような形で確定をしていただいたということにさせていただければと思います。

引き続きまして、今度は報告書の「第2 被害回復裁判手続の制度的な対応」のうち「1. 対象となる事案の範囲」、さらにそのうちの「(1) 請求・損害の範囲の見直し」についてであります。この部分は、先ほど慰謝料の点については既に御意見をいただいたということになりますので、最初のほうの「問題の所在」、あるいは13ページ、「その他の現行法上対象外とされている請求・損害」、この部分について御意見等があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この部分につきましても、慰謝料の部分は先ほどのような方向でということですが、それ以外の部分は基本的には原案のとおりという形にさせていただければと思います。

引き続きまして、今度は、請求・損害の範囲の見直し以外の対象となる事案の範囲、つまり「(2) 被告の範囲の見直し」「(3) 直接的な契約関係にないが一定の関与をした事業者に対する請求」「(4) 支配性の要件の考え方」、これらの部分についてまとめて御審議をいただきたいと思います。どこからでも結構ですので、この部分について御意見等があればお出しいただければと思います。

大高委員、お願いします。

## ○大高委員

ありがとうございます。

基本的には、修文としてはやむを得ないかなと思っているのですが、「(2) 被告の範囲の見直し」で、前回も申し上げたとおり、事業者の不法行為について故意・重過失を求めるのに加えて、当該事業者と故意・重過失による共同不法行為責任を負う個人という形で、ダブルで故意・重過失を要件とすると立証の負担が重いと思っています。この点は意見として修文していただいておりますけれども、結論としては残念に思っております。その点だけ意見として申し上げておきます。修文を求めるものではございません。

以上です。

## ○山本座長

ありがとうございました。  
ほかにございますでしょうか。  
木村委員、どうぞ。

### ○木村委員

第2の1の(3)、見え消しの15ページになります。こちらの14行目とか22行目で、「一定の関与をした事業者」という表現が出てまいりますが、この「一定の関与」が意味するところを少し明確化していただければと思っております。

というのは、現在、消費者庁で「アフィリエイト広告等に関する検討会」というものを開催されていると承知しておりまして、その中では不当表示に関する責任を負う者の外縁を広げていく方向で検討が進められているように聞いております。そうした場合に、本制度の対象となる事業者の範囲も広がり過ぎるのではないかという懸念が会員企業から出ているところでございますので、「一定の関与をした事業者」という表現につきましては、例えば、「共同不法行為が成立する蓋然性のある関与をした事業者」といった注釈を加えるということを検討いただければと思います。

もう一つが「支配性の要件の考え方」のところですが、見え消しで言うと17ページになるかと思えます。15行目におきまして、「以上のような支配性の要件の考え方を明確化することが考えられる」と書いてあります。こちらは私が前にも申し上げたところでございますけれども、Q&Aなどで明確化を図るということかと思えます。明確化するに当たりましては、経済界の意見も十分踏まえていただければと思っております。これは修文というよりもお願いの話でございます。

それから、16ページ、やはり支配性の話になります。36行目以降が修文されているところかと思えます。前回、最高裁民事局から御指摘があって修正されたものかと思えますけれども、もともとの「法第3条第1項及び第2項により対象となる請求及び損害については、類型的に支配性を満たすと考えられるのであって」というところが消されて、3条1項において対象となる請求であって、2項において対象外とならないものは、一般的に支配性があるといえることを前提にという書きぶりになっていますが、私が思うにあまり書き方が変わっていないのではないのかなと感じられます。もしここに疑義があるということであれば、ここをあえて書かなくてもいい、削除してもよろしいのではないかと考えるところでございます。

以上です。

### ○山本座長

二点修文の要請があったかと思えます。

まず、(3)の「一定の関与をした事業者」、これは複数箇所使われているかと思えますが、「一定の関与」というのが必ずしも明確ではないということで、共同不法行為が成立する蓋然性のあるような関与という修文の御提案であったかと思えますけれども、この点について他の委員の御意見も伺いたいと思えます。いかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

### ○大高委員

ありがとうございます。

木村委員の御指摘ですが、これに関しては見え消し版の16ページの6行目以下の段落において、結論として、「当該事業者が『勧誘をし、当該勧誘をさせ、若しくは当該勧誘を助長する事業者』に該当する場合は被告となるという解釈を明確化することが考えられる」という、一定の関与をしたということに関する一定の結論がきちんと明記をされておりますので、木村委員の御懸念は当たらないのかなと理解をしておりますが、いかがでしょうか。

### ○山本座長

木村委員、いかがでしょうか。

### ○木村委員

大高委員、どうもありがとうございます。

結論においては、本特例法の対象となるものについては何となくそれで結論部分から理解できるように思うのですけれども、別の文脈で、不当表示に関する責任を負う者がどこまでなのかという議論があって、先ほど申し上げたような意見が出ているということでございます。ですので、本文を修正してほしいというわけではなくて、脚注で何かそういった手がかりがないかと考えていたところでございます。御判断はもちろん座長にお任せします。

### ○山本座長

分かりました。

「一定の関与をした」というのは表題のところと[問題の所在]のところ使われているように見えて、最終的な[考えられる対応]の結論部分は、大高委員が御指摘があったとおり、法律の文言、これが一番正しいのだらうと思えますが、法律の文言で事業者の対象を特定しているということになろうかと思えますので、「一定の関与」というところがこの[問題の所在]の最後ですかね、「一

定の関与をした事業者に対する請求が可能であるか否かの判断」というところですが、何らかの注記をするかどうかを含めて疑念が生じないように事務局と考えてみたいと思います。

木村委員、この部分はそういうことでよろしいでしょうか。

#### ○木村委員

結構でございます。よろしく願いいたします。

#### ○山本座長

もう一つは支配性のところで、今回少し変えたところですが、今の御提案は「法第3条第1項において対象となる請求であって、かつ、同条第2項において対象外にならないものは、一般的に支配性があるといえることを前提に、その上で」と書かれています。この部分を削除するという御提案だったと理解してよろしいでしょうか。

#### ○木村委員

そうですね。ここは、最高裁民事局からの意見を聞いていますと、必ずしもコンセンサスが取れているのかどうかよく分からなかったところがございます。過去の立法の経緯からするとこうなのだという御説明もたしか消費者庁からいただいたかもしれませんが、あえてここを書く必要があるのだろうかというところが若干疑問です。

#### ○山本座長

ありがとうございました。

この点について御意見はございますでしょうか。

大高委員、どうぞ。

#### ○大高委員

何度も申し訳ございません。

たしか私のほうも前回、この最高裁の御指摘に対して、むしろ立法時の専門調査会の議論状況を踏まえると、そもそも対象類型として整理したものについては、一般的に支配性があることを前提に3条の支配性の要件的なものを議論したという経緯があるという御指摘をさせていただいたかと思っておりますし、実際、私も今でもそのように認識しております。

その点を削除してはどうかという御提案ですが、そこを削除してしまいますと、その後の「したがって」以下の記述がよく分からないことになりかね

ない話になると思いますので、私としてはある意味では立法の議論の経過をファクトとしてお書きいただいたものとして、書いていただいて構わないと理解しているところでございます。

以上です。

#### ○山本座長

ありがとうございました。

私の前回の最高裁判所からの御指摘の認識としましては、最も中心的なところはその下の、ここの部分の最後のところにある「適切かつ迅速に判断することが困難であることが明らかな場合に限って」と元の案では書いていたところ、明らかであるというのは法律の条文に過重な要件を課しているのではないかという御指摘が中核的な御指摘であったかと認識をしておりまして、そこで「ことが明らかな」という部分を法律の文言に従って「と認められる場合に限って」という形に修正をしたと理解をしているところであります。

最高裁判所のほうからお願いできますか。

#### ○最高裁判所（小津）

「支配性の要件の考え方」について前回意見を申し上げた趣旨は、今、座長から御説明いただいたところに沿うものと思っております。繰り返しになりますが、明確化のために申し上げるとすれば、前回の報告書案では、対象債権となれば、支配性要件が無条件に肯定されるかのような書きぶりでありましたし、具体的な認定のための要件も、今座長がおっしゃったような書きぶりになっておりましたので、法律上はそこまでの建付けになっていないのではないかということをお願いしたところですが、

今回の報告書案では、その辺りを少々修正いただきまして、対象債権については、一旦は支配性の要件があり得べしというところからスタートして、なお4項で支配性がやはりないのだという落とし込みも可能であるような記載ぶりになっているので、最高裁としては一定の理解は示していたところですが、なお、「一般的」という書き方がいいのかどうかという木村委員の御指摘に関しては、事務局を含めて御検討いただく分には差し支えございません。

#### ○山本座長

ありがとうございました。

木村委員、そのようなことですので、今御指摘の部分全体を削除するということだと、大高委員が言われるように、ちょっと分からなくなるという部分もありますので、「一般的に」という文言を削除するというのは確かに考えられる



のかもしれませんがけれども、その辺りでもし修文としてよろしければ、そのような形にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○木村委員

ありがとうございます。よく議論の背景等々が分かりました。大高委員がおっしゃることも、過去の議論に照らすとそういう理解をされていたということはそのとおりかと思います。ただ、法解釈をしていくに当たって、そこまでコンセンサスが取れているかどうかは相変わらずよく分からないところもございません。

では、座長御指摘のとおり、「一般的に」というのがちょっと強過ぎるように思いますので、「一般的」を削除するとか、あとは最後の「支配的要件であると考えられる」というところを「支配的要件であるとも指摘があった」という程度にするというところで修文をいただければと思います。よろしく願いいたします。

#### ○山本座長

ありがとうございました。

垣内委員、どうぞ。

#### ○垣内委員

今の方針でよろしいように思うのですがけれども、「一般的に支配性がある」というのは、一律あるというふうに読まれるとすると、それが強いニュアンスということになるのかなと思います。ただ、法律の構成としても、3条の4項というのはあくまで消極要件として書かれているということですから、4項の要件が認められない限りは支配性を欠くことはないという形で処理がされるということだと思いますので、その趣旨を36行目以下は表現していただいているものと思いますから、基本的にはこのままでよいと思いますけれども、「一般的に」というところを例えば「一般的には」という形で「は」を入れるとか、4項のほうで除外されない限りはその点は問題とされないという法律のつくりになっているということは、これは法律のつくりとしてそうですから、ここに書いて構わないのではないかと感じたところです。

以上です。

#### ○山本座長

ありがとうございました。

沖野委員、お願いします。

### ○沖野座長代理

ありがとうございます。

私も垣内委員や大高委員がおっしゃったように、今、注釈書などを見ておりますけれども、この部分は支配性の要件の欠缺を理由として却下するのはあくまで例外的な場合にとどまるという解説もされておるところですし、条文の理解から言ってもそうですので、今御提案のあった「一般的に」という用語の見直しは考えられるかと思っておりますけれども、特に17ページの4行目の「いわば例外的に除外する」の意味がどういうことであるのかということを確認するためにも、この部分はそのまま置いておくことが適切ではないかと考えております。以上です。

### ○山本座長

「一般的には」というのがどの程度あれなのかもしれませんが、基本的に残すべきであるという御意見も多いように思いますので、木村委員、この部分は「一般的には」とするということではいかがでしょうか。

### ○木村委員

座長、ありがとうございます。

垣内先生、沖野先生の御指摘でもございますので、それでよろしいかと思えます。ありがとうございました。

### ○山本座長

ありがとうございました。

それでは、木村委員からの御指摘は以上であったかと思いますが、ほかに今の部分についてございますか。よろしいでしょうか。

それでは、それぞれ以下のような形で、「一定の関与をした事業者」の部分については、誤解を生じないように注書き等でその点を明確にするということ。支配性の部分については、「一般的には支配性があるといえることを前提に、その上で」という形での修文を施すという形にさせていただければと思います。それ以外は基本的には原案どおりということにさせていただきます。

引き続きまして、報告書案第2の「2. 共通義務確認訴訟における和解」の部分について御意見があれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

### ○山本座長

よろしいでしょうか。

それでは、この和解の部分については基本的には原案どおりという形にさせていただければと思います。

続きまして、第2の「3. 対象消費者への情報提供の在り方」の部分について御意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

## ○大高委員

情報提供の在り方全般ということでもよろしいですかね。そうしましたら、幾つか修文というよりは意見という形になりますが、25ページ以下の事業者からの個別連絡とか公告に関する費用に関する記述の修文を大分していただいているところについて意見を申し上げます。

25ページの25行目以下で、事業者の個別連絡とか公告に要する費用のうちの一定額の支払いを法的義務と明示する方向性は評価できるように思います。ただ、その後の当事者間で具体的内容がまとまらないときの方法として提案されている、複数の方法が提案されておりますけれども、前者の当事者間の対応に委ねてしまうという方向性は、確かに例示ですから書くこと自体を反対するわけではないのですけれども、どこまで実効性があるのかなということは意見として申し上げておきたいと思います。

もちろん、個別連絡の方法や内容、また費用負担の額が機械的に判断できるまで法律等へ書き込むのであれば、注記の29にありますように通常の訴訟手続でやるということもあるかもしれませんが、いろいろな事案があり得ることを想定すると、そういう決め方は果たしていいのかなと思いますので、例示ですから反対はしませんけれども、どうかなと思っています。

個人的には、ここに対しては前回の御提案にありましたように、裁判所によって個別連絡の方法とか内容、若しくは費用負担を決めてもらうのが最も適切と考えていまして、これは意見として申し上げておきたいと思います。

前回、この点に関して最高裁から御指摘があって、その内容からすると、もしかすると裁判所がこういう役割を与えられることについて、裁判所のほうでは抵抗があるのかなとも感じておりますけれども、もともと裁判所には非訟事件みたいに裁判所が後見的に権利義務の内容を決めるというような場合もありますし、現状、特例法の簡易確定手続を取り扱っているのは大規模庁が中心ですけれども、破産部が取り扱っている例が多いと聞いておりますけれども、もともと破産部というのは多数当事者が関わる案件の取扱いにもたけておりますので、そういったことからすると、弁護士目から見ると、裁判所は十分できるのではないのかと思うところがありますので、裁判所のほうのお気持ちも分からないでもないのですが、ぜひ裁判所においては前向きに検討してほしいと意見

として申し上げておきたいと思います。  
以上でございます。

**○山本座長**

ありがとうございました。  
ほかに御意見はございますでしょうか。  
最高裁判所、お願いします。

**○最高裁判所（小津）**

一点質問ですが、報告書の記述の中に、費用負担の問題については「共通義務確認訴訟又は簡易確定手続に付随する裁判として、裁判所において」判断という記述があるのですけれども、付随する裁判というのは具体的にはどの手続の段階で裁判所が審理することをイメージなさっているのか、御質問させていただければと思います。

**○山本座長**

それでは、事務局、消費者庁のほうからお答えいただけますでしょうか。

**○伊吹専門官**

消費者庁です。  
少々お時間をいただけますか。

**○山本座長**

分かりました。  
最高裁のほうはちょっとお待ちいただいて、木村委員からも挙手がありますので、木村委員から先に御発言いただけますでしょうか。

**○木村委員**

ありがとうございます。  
私が申し上げたいことは、先ほど大高委員がおっしゃったところと同じでございます。大高委員から御説明があったとおり、裁判所の関与をいただけたほうが当事者双方とも納得するような手続になるのではないかと考えているところでございます。  
以上です。

**○山本座長**

ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。

消費者庁のほうはお答えいただく準備はできましたでしょうか。

**○伊吹専門官**

消費者庁でございます。お答えさせていただきます。

御質問いただきました「共通義務確認訴訟又は簡易確定手続に付随する裁判」という部分につきましては、1段階目でこういった裁判を行うのか、2段階目でそういった裁判を行うのかというところで、御議論を踏まえて、現時点では両方の可能性を含めて記載をする趣旨でございました。

以上でございます。

**○山本座長**

最高裁、今のようなお答えであれでしょうか。

**○最高裁判所（小津）**

今、消費者庁から2段階目においてということも選択肢の一つとしてお聞きしたのですが、この通知、公告というのは2段階目に入るためのものなのですよ。だから、2段階目の中ですることを必ずしも想定していなかったかのよう思うのですけれども、その辺りはいかがなのでしょう。

**○山本座長**

消費者庁、いかがでしょうか。

**○伊吹専門官**

消費者庁でございます。

現行の通知、公告につきましては、2段階目、簡易確定手続の開始決定があった後に行われることが想定されておりますので、そういった意味では、簡易確定手続の開始の申立てが団体にあってから実際に通知がされるまでの間にも2段階目の手続が進行しているという認識でおります。

以上でございます。

**○山本座長**

最高裁、いかがでしょうか。

**○最高裁判所（小津）**

今の消費者庁のお答えを前提にした場合には、まず1段階目で費用の負担等についての裁判を行おうとした場合には、共通義務があるかないかということ審理している中で、並行して負担の裁判についての審理もすることになりますので、例えば共通義務確認自体が棄却される、責任自体がないという場合もあり得るわけですし、そのような場合についても費用負担の審理をするのは必ずしも合理的ではないのではないかという意見になります。

また、1段階目で認容が見込まれるような段階に至ってから費用負担の審理をしようとした場合には、1段階目の審理、判断に一定の遅れが見込まれるのではないかとも思われまして、必ずしも消費者保護に資さない結果になるのではないかということ懸念しております。

また、2段階目にかからしめる場合についても、2段階目の前であれ、あるいは開始早々であれ、費用負担が決められない場合は、2段階目の手続に入ってくる消費者が集まり切らない状況が続いてしまいますので、同じく消費者保護等の観点からはやや疑念があるところです。

#### ○山本座長

恐縮ですが、修文の提案はあるのでしょうか。

#### ○最高裁判所（小津）

今、私が申し上げたような辺りを盛り込んでいただくかどうかというところを御相談させていただくことになると思っております。

#### ○山本座長

今、伺ったところは具体的にどういう文言になるのでしょうか。

#### ○最高裁判所（小津）

具体的には、場合分けして記述が長くなってしまうのがやや躊躇されるのですが、1段階目で付随する裁判をしようとする場合には、棄却の場合にはその審理をすることの実益が問われますし、認容が見込まれる場合についてもこのような審理をすることが、かえって1段階目の審理の終結、判断までの期間を延ばすことになって、消費者の保護に資さないのではないかという点、あるいは、2段階目に至る段階でも、2段階目に入るまでの期間がより長期化することによって、消費者保護に資さないのではないかという意見があったという記述が考えられるかと思えます。

#### ○山本座長

分かりました。ありがとうございました。

それでは、本文に今のあれを書くと、全体が見通せなくなる感じがしますので、「共通義務確認訴訟又は簡易確定手続に付随する裁判として」という部分に注を打って、その注の中で今のような、第1段階で果たして実効性があるのかとか書いて、消費者の救済が遅れるのではないかというような問題点についての意見があったというような形での修文と伺いましたけれども、大高委員、今の点についていかがでしょうか。

## ○大高委員

ありがとうございます。

今の最高裁の御指摘の点ですけれども、あまりロジカルではないように思っています。棄却の場合、審理が無駄になるという点は、それはそうかもしれないと思いますけれども、その点についてはその審理のために手続が遅れて消費者の利益にならないのではないかという御提案ですけれども、当事者間で通知公告方法が合意できている場合は、恐らくその内容が明らかに不合理でない限り裁判所はそれに沿って恐らく判断するだけですから、問題になる場合というのは、当然当事者間で意見が合わない場合なのですね。

当事者間で意見が合わない場合は、結局のところ意見をまとめるのに時間がかかってしまうわけですから、むしろ早く裁判所に決めていただいて、先に進めていただくほうが結果的には早くなって、消費者の利益に資する。恐らく木村委員もそういうお考えだと思いますので、最高裁がおっしゃっていることはあまり論理的ではないなど。少なくとも残りの二点のところに関してはあまり論理的ではないと思いますので、採否については慎重に御検討いただければと思います。

以上です。

## ○山本座長

ありがとうございました。

ほかに御意見はございますでしょうか。

最高裁からどうぞ。

## ○最高裁判所（小津）

今、御指摘のありました裁判所が簡易迅速に判断していけるようにするための仕組みになるのかどうかということに関して、もう一点御質問がございます。

## ○山本座長

すみません。今の点はいかがなのでしょうか。

**○最高裁判所（小津）**

先ほど座長からいただいた注を加えるということに関しては、特段御意見はございません。

**○山本座長**

分かりました。どうぞ。

**○最高裁判所（小津）**

その後、大高委員から御質問のあった点に関して、もう一点裁判所から御質問がございます。

報告書の中で、公告に関する一定額の算定基準、これはさらに検討といった形で記述がまとめられているのですが、この算定基準といったものがどういう内容になるのかということについて、何か現時点でお考えになっているところがあればお教えいただきたいと思います。

**○山本座長**

それでは、消費者庁のほうからお答えをお願いします。

**○伊吹専門官**

消費者庁でございます。

算定基準がどのようなものになるのかという御質問だったかと存じますが、報告書案に記載されておりますとおり、今後、詳細設計をしていくということでございますので、現時点でこうだということについては特にはございません。

以上でございます。

**○山本座長**

現段階では確たることは言えないというお答えだったかと思いますが、最高裁、いかがですか。

**○最高裁判所（小津）**

お答えとしては承りました。

ここの部分は非常に重要でございますので、先ほども御意見がございましたとおり、当事者の方でどういう通知をするか、あるいは費用について争いがあるときに、裁判所がすばっと判断できるかどうかはまさしくこの算定基準、よる



べきものがどういうものになるのかということにかかっているわけでございます。ここで、このところが必ずしも明確なものが打ち立てられないままに裁判所が直ちに判断できるであろうという前提で仕組みを構築していくことはやや懸念しているところでございます。

仮に何らの算定基準もないままになったときに、裁判所がどういうことを審理で考えなければならないかということを考えますと、この費用の性質、請求権というものはどこから生まれているのだろうと、前回も発言させていただいたところですが、実体法上の整理から、どちらにどの程度の費用負担等をさせていくべきかというふうに裁判所は考えるのではないかと考えておきまして、この検討会の中でもその実体法上の整理がどうなっているのかというところは改めて確認させていただきたいと思っております。

### ○山本座長

ありがとうございました。

垣内委員、どうぞ。

### ○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。

今、最高裁、あるいは大高委員、木村委員から御指摘のあった議論になっている点に関してですけれども、先ほど座長が示された25ページの27～28行目の「付随する裁判として」というところに脚注をつけて、先ほど最高裁がおっしゃった趣旨を全て注記するという案に関しましては、詳細に書くとそういうことになろうかと思えますけれども、やや長いということもあって、全体のバランスとしては、そこだけ詳細になっていてどうかという感じもいたします。

同じページの33行目から34行目に、本文で「その範囲や運用可能性を含めてさらに検討」という趣旨の記載がありますけれども、この末尾の辺りに脚注を追加いたしました。 「このような裁判手続を設けることによって手続の進行が遅延するなどの影響を懸念する意見があった」とか、あるいは「それについては運用上それほどその懸念は当たらないのではないかとといった意見もあった」、そういった趣旨の記載をもう少し簡潔な形で加えていただくこともあり得るのではないかと感じました。

それから、算定基準につきましては、26ページの第1段落の辺りで本文に記載があるところですが、「算定基準を検討するに当たってこの費用の法的な性質についての検討の必要がある旨の指摘があった」とか、あるいは「算定基準が明確でない実務運用において非常な困難を生ずるといった懸念を示す意見があった」といった趣旨を脚注等で加えていただくことは考えられるかなと

感じたところです。

以上です。

#### ○山本座長

ありがとうございました。

今、垣内委員から適切におまとめをいただいたかと思いますが、最高裁判所のほうでは以上のようなことでいかがでしょうか。

#### ○最高裁判所（小津）

修文の案については、今垣内委員からお話のあったところに特段の異論はございません。

実体法上の整理に関しては、特段この検討会の中で何か各委員からのお考えを賜らなくても、そこはよろしかったのでしょうか。

#### ○山本座長

この報告書というのは、これまでの審議の結果をまとめているものでございまして、今の段階でその問題が新たに出てきて、議論して、コンセンサスを得て報告書に書き込むというのは、私から見てもなかなか難しいのだろうと思っていますけれども、いかがでしょうか。

#### ○最高裁判所（小津）

最高裁としても、さらに検討を積み重ねていきたいと思いますということを申し上げるつもりは全くないのですが、この費用負担の裁判に関しての仕組みを導入するか否かに関しては、そういった算定基準ができるのかどうかということがまず問題になり、それができるかどうかについては、負担をさせるための根拠、実体法上の請求権がどこにあるのかということの検討が不可欠ではないかと思っております。この検討会でないとしても、後日きっとそのことは問題になるので、先に意見として申し上げさせていただきました。

#### ○山本座長

分かりました。

それでは、先ほどの算定基準のところについて注を付す中に、費用の実体法上の性質の検討も重要であるとの意見もあったという意見も、注の中で付記させていただくことにしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

沖野委員、お願いします。

### ○沖野座長代理

ありがとうございます。

26ページの9行目以下についてですけれども、特に13行目から、「これについては上記第2.3.(2)の問題」というような、必要性の観点が書かれています。ただ、これまでの検討の中では、9ページ以下に書かれている前提に対して、一般的な裁判の準備と異なって、共通義務の存在が確定されているという段階でのことであって、現行法上の事業者に一定の負担や役割を求めていることからしまして、その見直しについては理由のあることだという指摘がされていたと思います。

ですから、法施行後の必要性だけではなくて、9行目以下の前提についても、この場合には考えられるということを一言書いてはどうかと思います。具体的には13行目から、「疑問を呈する意見もあったが、これについては共通義務の存在が確定されている段階のことであると、事業者に一定の負担を認めることにも合理的な理由があることや、上記第2.3.」というような必要性の観点というふうにつなげることなどが考えられないかと思っています。

以上です。

### ○山本座長

ありがとうございます。

今の御指摘の趣旨は、かなり前のところで、見え消し版だと24ページの5行目辺り、[考えられる対応]の①の第2段落、「他方で」というところで、「事業者は、対象消費者に対して共通義務を負うことが確認され、対象消費者に対して対象債権について法的責任を負うことが既に確定している状態にあることからすれば……確定した法的責任を果たすために相応の役割を担うこととすることが合理的である」という、一般的な形では既にその趣旨の意見は記載されているのですけれども、今の沖野委員の御意見は、この具体的な追加費用との関係においても、再度その点についてメンションしたほうがよいのではないかという御意見として理解してよろしいのでしょうか。

### ○沖野座長代理

はい。そういうふうには考えましたけれども、実はこの23ページ、24ページのところをしっかりと読んでいなかったことが分かりましたので、考え方としてはここに書かれていて、かえって冗長であるということであれば、特にこだわりません。

## ○山本座長

ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろ御意見を伺いましたので、特に先ほどの裁判所の関与の在り方の部分、見え消し版だと26ページの6行目、7行目の辺りに注を付して、裁判所の関与というのが迅速な消費者救済等と調和するかどうかということについて両論意見があったというような趣旨のこと、それから、算定基準の話、次の段落の最後の部分についても、注を付して、しっかり算定基準ができるということは裁判所が関与する前提になるとか、あるいはさらにその前提として法的な性質を明確化する必要があるといったような御意見もあったというようなことを注記するという形にさせていただければと思います。

他の部分は基本的には原案を維持するということにしたいと思います。

続きまして、報告書案第2の「4. 実効性、効率性及び利便性を高める方策」について、この部分について御意見を頂戴できればと思います。

大高委員、お願いします。

## ○大高委員

ありがとうございます。

まず、修文意見ですが、「(2) 時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方」のところ、時効の完成猶予、時効が完成しないものとみなす、規律を設ける対象として、前回、私のほうから和解による場合も含めてはどうかという意見を申し上げて、それはなかなかコンセンサスを得られるには至らなかったのですが、状況として、和解の内容によっては、ここで挙げられているような場面、請求の却下であるとか、訴えの却下であるとか、そういう場面と同じような利益状況が生じる場面もあるというような意見があったということは加えていただけないかなと思うところです。これが修文意見でございます。

その他、情報収集の関係で、28ページから29ページ、いずれも将来検討となったことについてやむを得ないと思いますけれども、意見としては残念だということをお知らせしておきたいと思っております。

以上でございます。

## ○山本座長

ありがとうございました。

修文のところですけども、どの辺りに。

## ○大高委員

31ページの14行目の後のところに脚注的な形で加えていただくのが、収まりとしてはいいのかなと考えます。

#### ○山本座長

取下げにより。

#### ○大高委員

終了した時、申立てをしなかった場合における当該申立期間の満了時、その他について、完成しないものとみなす旨の基準を設けることが考えられるに加えて、注としては、和解についても同様の利益状況の場合があるのではないかという意見があったということを加えていただくとありがたいと思います。

#### ○山本座長

分かりました。今のような注を付して、和解の場合にも同様の記述を設けるべきとの意見があったという記述を加えるということですが、いかがでしょうか。特段の反対の御意見はございませんでしょうか。

それでは、そのような注記を加えるということにさせていただきますと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この部分は先ほどのような和解に関する注を付するということとし、それ以外は基本的には現在の案を維持することにしたいと思います。

引き続きまして、報告書案の「第3 特定適格消費者団体の活動を支える環境整備」の部分について、委員の皆様から御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

沖野委員、お願いします。

#### ○沖野座長代理

ありがとうございます。

36ページの34行目以下、2つの類型があるということで書いていただいておりますけれども、36ページの最初の類型を見ますと、「特定適格消費者団体以外の主体によるべき性質のもの」、これは利益相反などで、特定適格消費者団体がするのは適切ではないというものと、その次のものが「指定法人等によることで効率化」ということですから、特定適格消費者団体がしてもいいのだけれども、アウトソーシングなどという種類が違うものを区別すべきだという内容なのですが、この対比が、後のほうだけ指定法人等というのが出て

おりますので、前者は指定法人が関係ないのかと読まれるのはどうかと思います。

ですので、ポイントは、特定適格消費者団体自身がやるのが適切、あるいはやれることなのか、そうでないのかということが1つで、第三者に任せるときに、それが指定法人ということと考えられるというのが1つで、一種の2段階ですので、やや冗長かもしれませんが、34行目のほうも、「なお、これらの各役割については、指定法人等の特定適格消費者団体以外の主体によるべき性質のもの」と「指定法人等の特定適格消費者団体以外の主体によること」というふうな、両方で特に指定法人等の話を使い分けているわけではないということをはっきりとした形にさせていただくとよいのではないかと思います。

以上です。

### ○山本座長

今のような修文、「特定適格消費者団体以外の主体」の前に「指定法人等の」というのを入れる。それから、その次の事務の委託のほうも、「指定法人等の特定適格消費者団体以外の主体によることで効率化・合理化を」図るという形のほうがより明確になるのではないかと御意見だったと伺いましたが、その点はよろしいでしょうか。

それでは、その点はそのような形で修文をさせていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

木村委員、お願いします。

### ○木村委員

今、座長から御指定がある部分ではなく、一個前のところで私は発言し損ねたところがございます。

33ページの1つ目のポツ「事件記録の閲覧等及び和解を記載した調書の閲覧等の請求主体に関する議論」のところですか。修文案では「含まれるか否かの整理」となっております。ここは、私どもからは含まれない方向で整理をさせていただきたいと申し上げたところ、そうとは言えないのではないかと議論があって、「含まれるか否か」という修文をされたものと理解しておりますけれども、注などで、我々の言っていること、要するに、被害を被ったとされる各消費者が閲覧できるになってしまうと、守秘義務条項をつけても和解をする意味がなくなってしまうという指摘があったところを注等で付け加えていただければと思います。よろしくお願いします。

### ○山本座長

分かりました。

今の御提案は、「裁判手続のIT化」の部分の最初のポツで、「主に共通義務確認訴訟において、利害関係人に対象消費者が含まれるか否かの整理」ということになっていますが、そこに、その趣旨を明確化するためということかと思えますけれども、それが含まれることによって和解が結果としてできなくなる、守秘義務条項等を置いても意味がなくなるというような問題が起こり得るとの指摘あるいは意見があったという注を付したらどうかという御意見だったかと思えますけれども、いかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

### ○大高委員

木村委員の御指摘の点ですけれども、少し木村委員に御趣旨を確認したいのですが、もともと共通義務確認訴訟における和解というのは、間接的にせよ、対象消費者に対して何らかの利益なのか、不十分にせよ利益になることを目的として和解をするかと理解をするのですけれども、にもかかわらず、対象消費者に閲覧をさせるべきでないということですね。本来利益を得るべき実質的な主体である対象消費者が見るとまずいというのは、具体的にどういうところを御懸念されているのか。広く何人も見られるようにするのはまずいというのは、守秘義務の趣旨から分からないでもないのですけれども、何らかの形で利益還元を和解によって対象消費者にしていこう、被害回復していこうという方向性の中で、どういった御懸念があるのかを教えていただけると助かります。

以上です。

### ○木村委員

ありがとうございます。

この点はあまり精緻な議論が経団連の中でできているわけではありませんけれども、私が思いますに、こういった和解をしたということ自体が、個々の消費者との関係ではそのこと自体は明確になってしまうのでしょうかけれども、世の中一般に広まることのリスクだと思います。つまり、一社がそういうことで和解をしたということがある意味で先例化してしまうことで、同じ業界ないしは経済界一般に与えるような影響があるかと思えます。

結局、訴訟を提起された後、和解するかどうかの判断というのは、リスクの許容度というか、リスクの受容というのは個々の企業によって異なるものですが、それが一般化されないかどうかというところも結構大事だと思っています。

特定の企業が、ほかの企業から見たときに、進んで和解に応じてしまったが

ゆえに、ほかの企業も和解に応じざるを得なくなるではないかといった影響も懸念することは正直ございますので、そういった観点から、和解条件をつまびらかにしたくはないものがあるのではないかと思います。

すみません。お答えになっているでしょうか。

#### ○山本座長

大高委員。

#### ○大高委員

ありがとうございます。

おっしゃっていることは、いわゆる企業側が和解に応じる場合に、私も企業のほうの立場で仕事をかなりしておりますので御指摘のことはよく分かるのですが、それは当事者以外といいますか、対象消費者以外の方が容易に見られるようになった場合の御懸念は全くそのとおりだと思うのですが、対象消費者も見られない、見ることが望ましくないという理由としてよく分からないところがあります。

木村委員もおっしゃったように、結局、和解の履行の過程で、こういう形で被害回復することになりましたというような連絡を当然対象者に対して何らかの形ですることになるわけですから、その中で一定の和解条件というのは対象消費者の関係ではおのずと明らかになるわけですので、そういう意味では両論併記的に書いていただくのであればあるのかなと思いますけれども、対象消費者に限って言うのであればちょっとよく分からないなというのが率直なところであります。

以上です。

#### ○山本座長

ありがとうございます。

垣内委員、お願いします。

#### ○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。

私も今、大高委員が最後に言われましたように、両論併記という形で書いていただくのがよろしいかと思います。私自身は、共通義務確認訴訟の関係で対象消費者の利害関係を否定するというのはなかなか難しいかなと思っているところもありますので、両論あるというところを示していただくのであれば、先ほどの木村委員の御指摘も書いていただくことに異存はありません。



以上です。

### ○山本座長

ありがとうございました。

それでは、木村委員から先ほど消極的というか、利害関係人は含まれないとする方向の御意見、あるいは理由を示していただきましたが、他方で、利害関係人になるというほうが恐らく素直なのかなという感じはしますけれども、利害関係人は含まれるとする意見もあって、そこは両論があったということを注で明確化するというところでよろしいでしょうか。

それでは、この部分はそういう形で注を付することにさせていただきたいと思えます。

ほかに、「特定適格消費者団体の活動を支える環境整備」の部分でございませうでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今の注を除いては基本的には原案を採用させていただくことにしたいと思います。

最後になりますけれども、報告書案の「第4 その他」の部分について御意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

### ○山本座長

よろしいでしょうか。

それでは、この部分は特段の御意見がなかったということで、基本的には原案どおりということにさせていただきたいと思えます。

これで一通り報告書案についての御意見は頂戴できたかと思いますが、もし、全体についてということがあれば。特に河野委員、途中御退席でありましたので、御退席時間中に審議された部分も含めてもし何かあればと思いますが、いかがでしょうか。

### ○河野委員

中途退席、大変申し訳ございませんでした。

いただいた報告書案に関しましては、非常に短期間にもかかわらず、当事者団体からのヒアリングも含めて精力的に御検討いただけたと思っております。

内容については幾つか課題はあったと思いますが、私のような消費者の立場からいたしますと、今回御検討いただいたことを早急に具体化して、法改正、それから解釈の明確化等を進めていただければと思っております。ぜひ取りまとめをこの方向で行っていただきたいということでございます。ありが

とうございます。

### ○山本座長

ありがとうございました。

ほかに全体について御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日様々な御意見を頂戴しまして、それぞれのところで修正内容については基本的には確認をさせていただいたところではありますが、そのような修正以外については基本的に報告書案の内容で取りまとめるということについて御確認をいただけたように思います。

また、修正箇所につきましては、既にそれぞれのところで、方向性、大きな中身については確認をさせていただいた方向で修正することになりますけれども、先ほども少し触れましたが、文言等、具体的な修正内容については私に御一任をいただければと思います。

私と事務局とで、本日の議事内容も精査しながら、修正の反映、文言の精査等の調整をさせていただいた上で、これも先ほど触れましたけれども、委員の皆様にもお目通しをいただいた上で、本検討会の報告書として公表するという形で進めたいと思います。

そのような前提であれば、私の認識としてはもう一度あえて会議を設けて御確認いただくまでの必要というのは、今日の御議論を踏まえると、ないのではないかと認識をしておりますが、そのような認識で、先ほどのような前提で本日取りまとめをさせていただく、そして細かな文言については私に御一任をいただくということによろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。御異論はないというふうに理解をさせていただきたいと思います。それでは、そのような形で本検討会の報告書については取りまとめをさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、これまで精力的に御議論をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、この検討会においてこのような形で取りまとめができたということで、伊藤消費者庁長官から御挨拶をいただければと思うのですが、長官は今おいででしょうか。

### ○伊藤長官

ありがとうございます。消費者庁長官の伊藤でございます。

別の会議がありまして、初めから出席できなくて大変申し訳ありませんでした。

検討会の委員の皆様には、本年3月から11回にわたりまして、消費者裁判手続特例法の施行後に見えてきた課題について、毎回大変御熱心に御議論いただき、また本日取りまとめに至ったことにつきまして心から感謝申し上げます。

また、山本座長におかれましては、多くの論点がある中で議論を取りまとめていただき、重ねて御礼申し上げます。

この検討会の中では、制度の担い手である特定適格消費者団体の皆様より、制度開始以降、消費者の被害回復の実績が着実に積み重ねられてきたことが改めて明らかになりました。熱心な御活動に敬意を表するとともに、本検討会への御協力に感謝申し上げます。

本検討会では、消費者団体訴訟制度はいわば社会インフラの一つであるという制度自体の意義も改めて明らかにしていただきました。特に、社会や制度が複雑化・高度化する中で、事業者や個人に委ねるだけでは十分に消費者保護が図られない場面が一層増加しております。そういう中では、この制度に期待される役割はますます大きくなるということを改めてお示しいただいたことは非常に意義のあることであったと思っております。また、制度が期待される役割を発揮するための課題については、検討事項が多岐にわたる中、制度運用の実態も踏まえて具体的な対応策を御提案いただきました。

約半年という短い期間の中で、委員の皆様の幅広い御知見を結集して集中的に御議論いただき、この制度をまず消費者にとって利用しやすく、また消費者被害の救済をさらに推し進めるとともに、制度を担う団体の活動を支える環境整備を行うという観点からの道筋をお示しいただいたものと考えております。

本日、幾らかの文言修正を座長と事務局でさせていただきましても、これを受け止めた上で、意見募集させていただきたいと思っておりますが、この結果、熱心な御議論の成果であるこの報告書をしっかりと受け止めて、今後、法制的な具体化に取り組みたいと思っております。

改めて、委員の皆様の御議論に感謝を申し上げるとともに、引き続き御指導を賜りますよう心からお願いいたしまして、私からの御礼の挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

## ○山本座長

伊藤長官、ありがとうございました。

それでは、私からも一言御礼を申し上げたいと思います。

先ほども長官からもお話がありましたように、この検討会は当初からコロナ禍の中、ずっと最初から最後まで、私は最初の1回だけ現場といいますか、消費者庁へ行きましたけれども、それ以外は全てオンラインの形で会議をするという大変困難な中での審議をお願いせざるを得なかったという状況でした。その

中でも熱心な御議論を賜り、本日、非常に短期間の中で報告書について成案をおつくりいただいたということで、事務局の皆様、オブザーバーの皆様、そして委員の皆様の献身的な御努力に心より感謝を申し上げる次第であります。

もともとこの消費者裁判手続特例法というのは、その改正、見直しというのは、実務的にも、理論的にも非常に困難な課題であると、私自身はこの仕事をお引き受けしたときから認識をしておりました。

この制度がつくられたとき、私自身も制度創設の際の議論に関与しまして、そのときは伊藤眞先生が座長を務められましたけれども、伊藤座長も大変な御苦勞をされていたということをごさばり見ておりましたけれども、その見直しというのもやはり非常に困難であろうと思っておりました。

一方では、この制度を実効的にして、少額・多数の消費者被害を救済しなければならないという目標がある一方、この制度が国際的に見れば一部濫用されているといったような事柄もあり、経済活動に対する不当な制約になってはならないという目標もある。

その中でどのような制度をつくり上げていくかということは、ある意味では針の穴を通すようなところがありまして、意見の集約を図っていくということが大変難しい。しかも、今回、比較的短期間の中でそのような作業を行っていかねばならないということであったわけでありまして、委員の皆様の建設的な御議論、熱心な御議論の中で、本日の取りまとめに至ったということは、私としても非常に感慨深いものであります。

ただ、検討会としては取りまとめができましたけれども、まだまだ本日の提言が実現に向かっていくに当たっては、消費者庁をはじめとした関係者の皆様の御努力が必要となるところでありまして、ぜひ今回の提言が実現に向かっていくことを私からもお願いを申し上げたいと思います。

また、今回の提言は、報告書の中にもありますように、あくまでも短期的に実現可能な項目に限った形での提言になったということも言えようかと思います。この制度について検討すべき課題はまだ多い。この報告書の中でも、引き続き検討を要するとされたような項目も多くあるように思います。

そもそもこの制度は、日本の法制度全体から見てもかなり新奇なものであり、またある種実験的なものであるという側面も否めないところがあります。そういう意味では、必要な時期に随時制度を見直して、少しずつ実態を見ながらよい制度に近づけていくというのがこの制度の在り方として望ましいと思いますので、ぜひ引き続きの検討と。これは我々研究者の役割でもありますし、また実務家の皆様の役割でもあると思いますけれども、少しでもいい制度に近づけていくことができればよいのではないかと思います。

いずれにせよ、繰り返しになりますけれども、このような困難な状況の中、困

難な課題に立ち向かって今回の取りまとめという大きな成果を出していただいた委員、オブザーバー、事務局、その他関係者、全ての皆様に心より感謝を申し上げて私の御挨拶とさせていただきますと思います。本当に長い間、ありがとうございました。

それでは、これにて検討会の閉じることにしたいと思います。  
消費者庁のほうから何か事務的なことなどはございますか。

### ○黒木課長

ありがとうございます。

座長に御説明いただきましたとおり、この後、座長と御相談をしながら最終的に報告書の文章をまとめさせていただければと思います。委員の皆様にもまた御確認等、お手数をおかけしますが、よろしく願いいたします。

その後、長官からも申し上げましたが、意見募集等もできればと考えております。その際は、また皆様にも御協力をいただくこともあろうかと思っております。引き続き、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

### ○山本座長

ありがとうございました。

完全に終わったようなことをさっき申し上げましたが、報告書について私と事務局のほうで必要な修正等を施したいと思っておりますので、また、委員の皆様にはそれを御確認いただければと思います。この提言が実現に至るまで皆様の御助力が必要かと思っておりますので、どうか引き続きよろしくお願い申し上げたいと思っておりますということを私からも申し上げたいと思っております。

それでは、長期にわたりまして大変ありがとうございました。これで本日の検討会、そして検討会全体について終了させていただきます。ありがとうございました。